

## 第 1 章 計画策定のねらい

1 計画の目的

2  
ページ

2 計画の趣旨

2  
ページ

3 本計画で対象とする「みどり」

3  
ページ

4 計画改定の背景

7  
ページ

5 計画の位置づけ

10  
ページ

6 計画の期間

11  
ページ

7 計画のフレーム

12  
ページ

8 計画の構成

14  
ページ

## 1 計画の目的

「八王子市みどりの基本計画」は、都市緑地法に基づいて八王子市が策定する計画です。計画では、市の公園・緑地の適正な配置と整備、自然環境の保全、都市緑化の推進、緑化の体制づくりなど、みどりに関する各種施策を総合的・体系的に取りまとめている。

この計画に基づき、市のみどりの保全及び緑化の推進を図ることで、みどりを活かした豊かなまちづくりを推進することを目的としています。

## 2 計画の趣旨

八王子市の豊かなみどりは、市民共有の財産であり、私たちの生活を支えている基盤のひとつとなっています。定住意向のある市民の6割以上が、自然の豊かさを定住したい理由にあげています。自然環境の重要な要素であるみどりを確保し、次世代に継承していくことは、私たちの重大な責務となっています。さらにみどりの持つ公益的機能について十分理解するとともに、その機能を高めていくことも急務となっています。

現行の「緑の基本計画」は、平成10年度に策定され、10年以上が経過しています。現行計画では「みどりの環境調和都市」を将来像とし、地域の特性に応じ基本方針を定め、それぞれの地域の施策を進めてきました。

具体的には、みどりを確保するために、緑地保護地区や斜面緑地保全区域の指定、「八王子みどり市民債」の発行による緑地の公有化に取り組み、市民債の発行額に対し、約8.7倍の応募があるなど、市民のみどりに対する関心の高さをうかがうことができました。

今までの取り組みの成果を踏まえ、今後とも「みどりの環境調和都市」の実現を目指し、みどりの量を確保し、質を高めていくための基本方針を定め、計画を推進していくことが必要です。

そのためには、市民・事業者・市の協働が不可欠であり、それぞれが共通した現状認識を持ち、地域の特性に応じたあるべき姿、取り組みの方向性を共有しながら取り組んでいくことが大切です。

そこで、市民・事業者・市の協働のもとに、引き続き「みどりの環境調和都市」を目指し、新しい「みどりの基本計画」を策定します。

### 3 本計画で対象とする「みどり」

#### (1) みどりのとらえ方

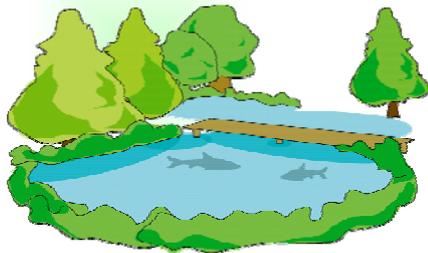
本計画では、「みどり」は樹木や草花などを指すだけでなく、多様な意味を総合した、広義の『自然的空間』の意味で用いています。

- ① 自然の動植物などのいきもの・まちにうるおいを与える木々や花など
- ② いきもの相互あるいは地形・土壌・水・大気・気象・人為など周囲との関係の上に成立している生態系
- ③ 森林・農地・河川などの水面やオープンスペース・緑被地などの場所・空間
- ④ レクリエーション、防災、大気汚染や騒音の防止、水質の浄化、気象の緩和などの機能を持つ空間
- ⑤ 快適さ・美観・愛着・八王子らしさなどの人の意識や生活と関わる景観

## (2) みどりの持つ機能

みどりを持つ機能には、新鮮な空気を提供し、快適な環境を作り出す機能はもとより、環境保全の機能、レクリエーション活動の場の確保、景観形成の機能などがあります。

### 環境保全



森林や農地、住宅地の身近なみどりは、生物多様性<sup>1</sup>の保全や地球温暖化<sup>2</sup>の防止などの都市環境を保全する機能があります。

### レクリエーション



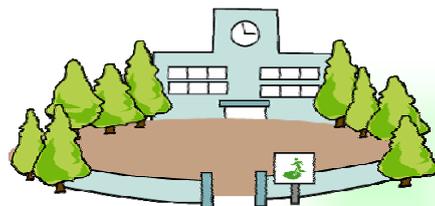
多様化する余暇活動や自然とのふれあいに対する需要の高まりに応え、質の高い余暇空間の確保に関わる機能があります。

### 景観形成



市街地の背景、市街地内のシンボルとなるような緑地などは、特色あるまちづくりに関わる景観形成のための機能があります。

### 防災



災害の防止や、災害時における避難路や避難地など、都市の安全性や防災性を高めるための機能があります。

<sup>1</sup> 生物多様性：あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念です。

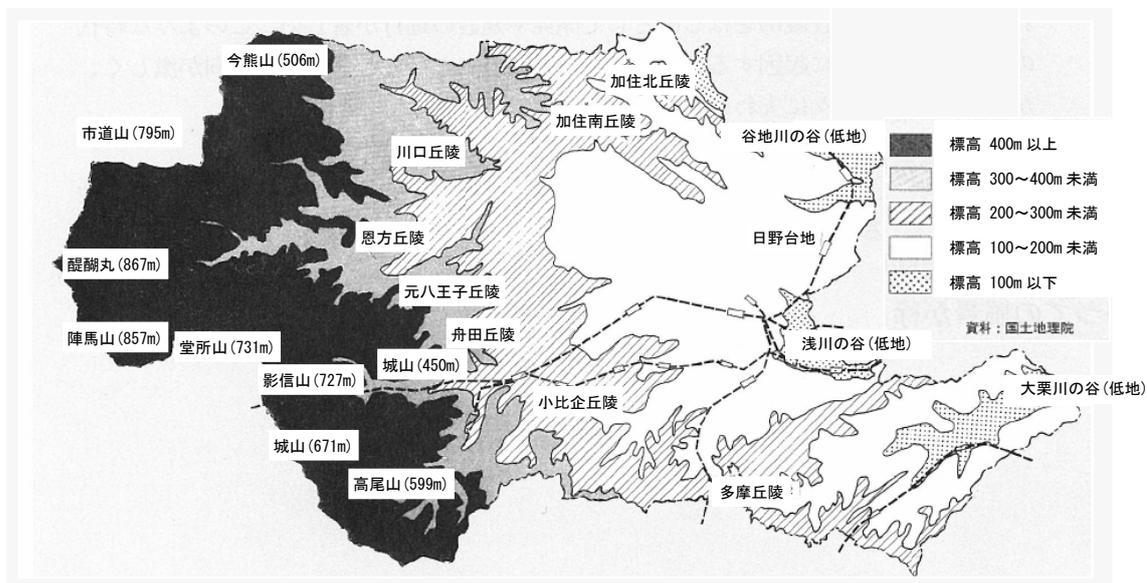
<sup>2</sup> 地球温暖化：人間の活動により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス（太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガス）の濃度が増加し、地表面の温度が上昇することです。

### (3) みどりの地域特性

八王子市の地形は、山地・丘陵・台地・低地の四つに区分されます。

西方は山地であり、高尾山（599m）などの山々が連なっており、地質は中世代白亜紀の粘板岩・チャートなどからなります。

山地からは複数の丘陵が東へ伸びており、丘陵の間を中小の河川が東へ向かって流れ、河川沿いには段丘が形成されています。台地は、市の東部に日野台地が分布しています。低地は、浅川の氾濫原であり、盆地になっています。



(出典：八王子市都市景観形成基本計画)

図1-1 八王子市の地形

八王子市の「みどりの将来像」の実現にあたっては、この地形区分をもとにみどりを4つに区分しました。4つの区分とは、都市機能が高度に集積した「中心市街地」、住宅地とその周辺に広がる斜面地の森林や農地、湧水によって構成される「周辺市街地」、そして「丘陵地<sup>3</sup>」、「山地」とし、それぞれの特性にに応じた配置方針、施策方針を検討します。



注) みどりの4つの区分は、概念的に区分したものであり、現実の地形とは必ずしも一致しません。また、市の北部や東南部で丘陵地が住宅地として開発されている区域がありますが、このような区域は周辺市街地として扱っています。

図1-2 八王子市のみどりの4つの区分

<sup>3</sup> 丘陵地：なだらかな起伏、小山あるいは丘の続く地形のことです。

## 4 計画改定の背景

### (1) みどりに関する市民の意向

八王子市民に毎年実施している市政世論調査によると、市内への定住意向は、9割を超えており（平成20年調査）、その理由として6割以上の市民が「緑が多く自然に恵まれている」ことを理由にあげています。

平成19年に実施した八王子市環境市民会議のアンケートでは、今後取り組むべき施策として、「里山の保全」が圧倒的に多くなっています。さらに平成20年に実施した市民・事業者アンケートによると、多くの市民が、公共の場、市街地のみどり、市街地周辺のみどりを守りたい、増やしたいと回答しています。

以上のことから、みどりに関する市民の期待は大きく、とくに中心市街地や周辺市街地のみどりの保全・緑化の推進に対する期待が大きいことがわかります。さらに開発とみどりの保全が調和すべきであるとの意見が多く、今後の開発事業との関連を深めていくことが求められています。

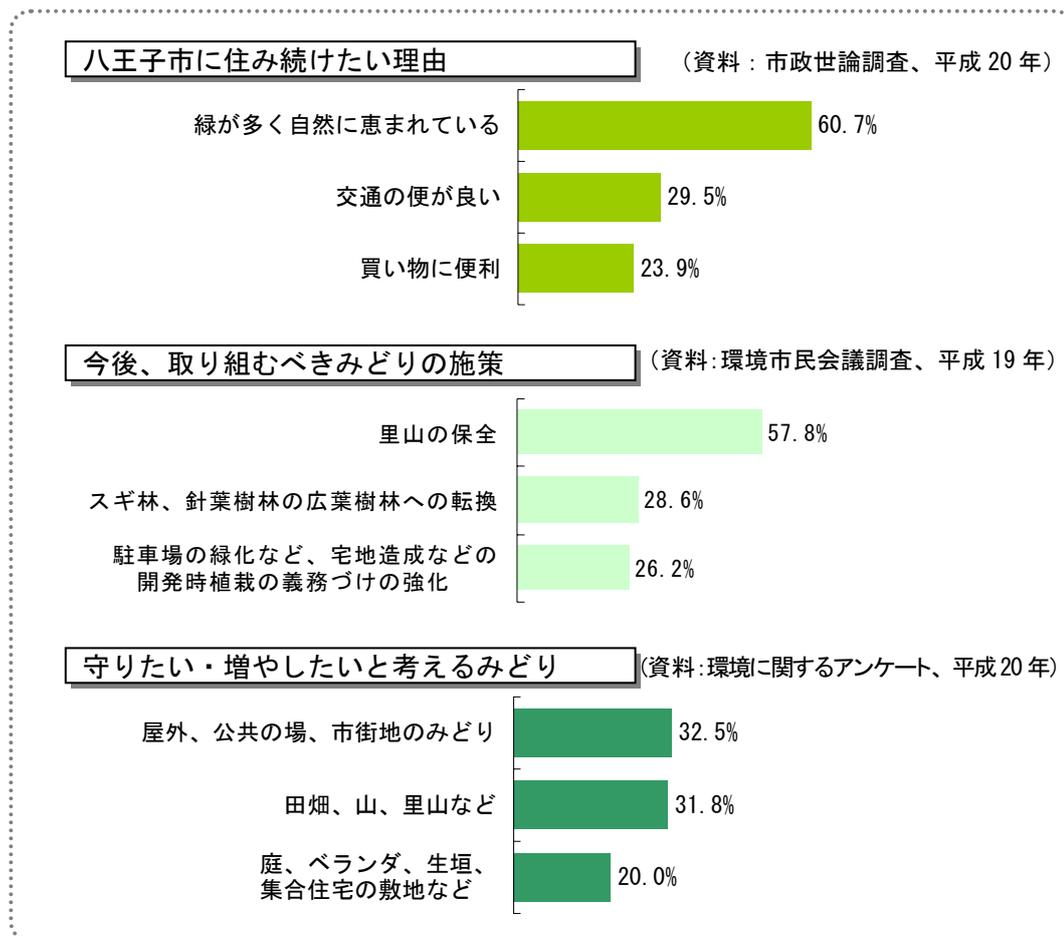


図1-3 みどりに関する市民の意向

## (2) みどりを取り巻く社会情勢の変化

### ①地球温暖化への対応

地球温暖化の進行によって、集中豪雨の発生や異常渇水、農作物の生産への影響など市民の暮らしに大きな影響が生じることが考えられます。みどりは、気象を緩和するだけでなく、二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されています。

### ②生物多様性の保全

国は平成19年に「第3次生物多様性国家戦略」、平成20年には「生物多様性基本法」を制定しており、生物多様性の保全が急務となっています。みどりには、動物や植物などの生息・生育環境としての役割があります。すぐれた自然環境を有する地域の保全や拠点となる緑地の保全はもとより、市内にある小規模な拠点や、それらをつなぐコリドー（回廊）<sup>4</sup>の保全や整備を推進し、生物多様性の保全を図ることが必要です。

### ③良好な景観の形成

平成16年には景観緑三法が制定され、景観形成の重要性がますます強く認識されるようになってきています。八王子市には、八王子八十八景に見られるように、美しい景観が特徴となっており、みどりが深く関わっています。

<sup>4</sup> コリドー（回廊）：いきものの生息・生育環境をつなぐ移動経路のことです。

#### ④健全な水循環<sup>5</sup>の確保

市内には、浅川をはじめとする河川や湧水など、すぐれた水辺環境が形成されています。みどりによる水源かん養<sup>6</sup>機能を確保することも重要であり、健全な水循環の確保に貢献する必要があります。

#### ⑤東京都の動向

東京都では、「みどりの新戦略ガイドライン」（平成 18 年）、「緑の東京 10 年プロジェクト」（平成 19 年）が策定されており、さらに、「都市計画公園・緑地の整備方針」（平成 18 年）が策定されるなど、みどりの持つさまざまな役割が、より一層注目されてきています。

---

<sup>5</sup> 水循環：降った雨（降水）は、土壤に浸透するか地表面を流れます。土壤に浸透した水は、地下水となり地中を流れ、河川や崖地へ湧き出して、海へと注ぎます。海の水は蒸発し、降水として再び地表にもたらされます。この動きを「水循環」と呼びます。とりわけ、湧水や河川水を生み出す地下水は、自然系の水循環の骨格をつくる重要な要素です。

<sup>6</sup> 水源かん養：雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持つことです。

## 5 計画の位置づけ

本計画には、整合を図るべき上位計画として、「八王子ゆめおりプラン（基本構想・基本計画）」、「八王子市環境基本計画」、「八王子市都市計画マスタープラン」の三つの計画があります。

その他、連携を図るべき関連計画として、「八王子市地球温暖化対策地域推進計画」、「八王子市水循環計画」、「八王子市産業振興マスタープラン」、「八王子市森林整備計画」の四つの計画があります。

加えて、市内で不足している公園・緑地については、東京都と区市町が合同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」（平成18年3月）と整合を図り、未整備の都市計画公園・緑地の計画的な整備を進めていきます。

民有地のみどりを確保するため「緑確保の総合的な方針」を東京都と区市町村合同で策定し、保全施策や土地の特性に応じた規制・誘導策を検討していきます。

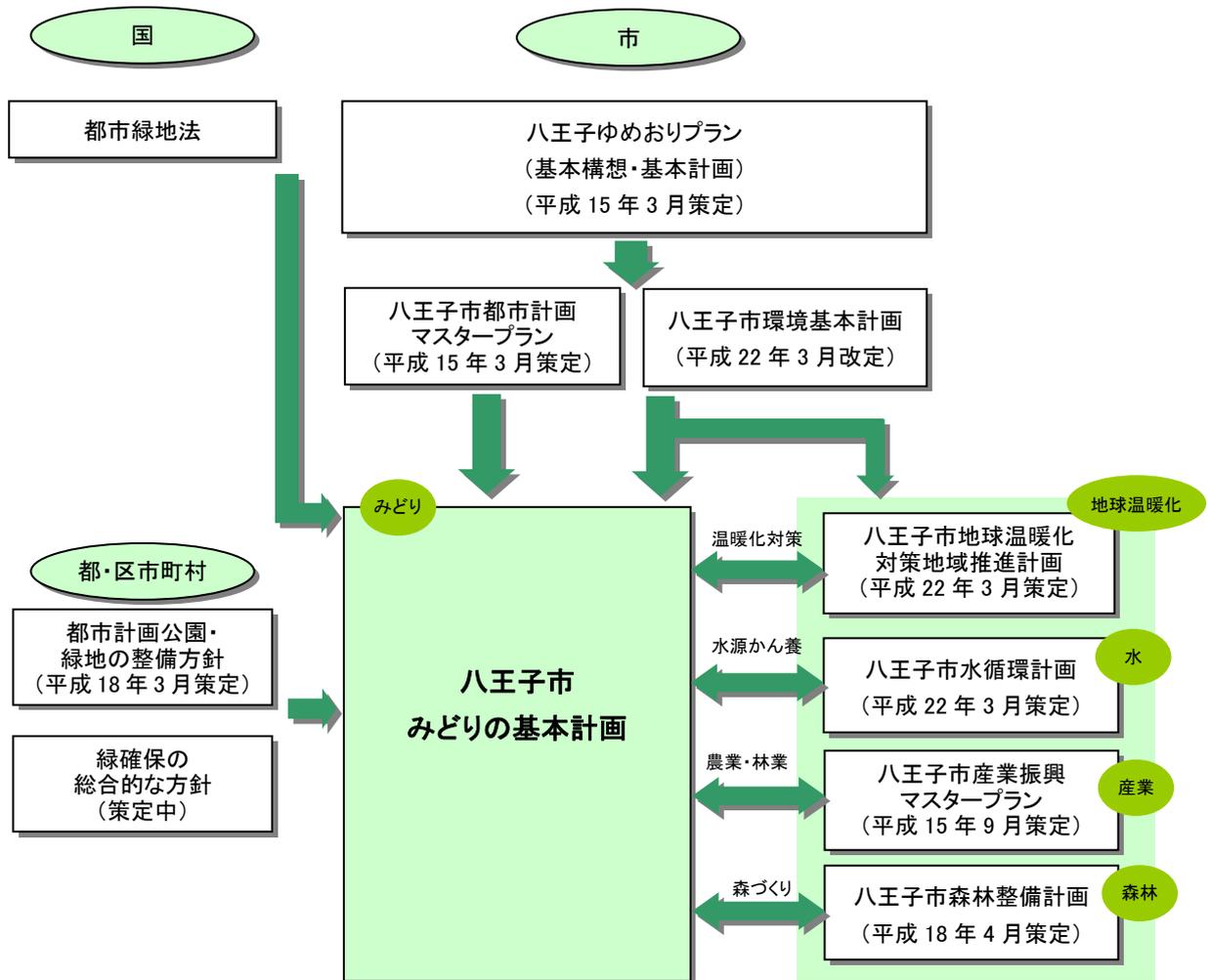


図1-4 みどりの基本計画の位置づけ

## 6 計画の期間

本計画の期間は、平成22年度を初年度とした10年間とします。したがって、計画目標年度は、平成31年度とします。

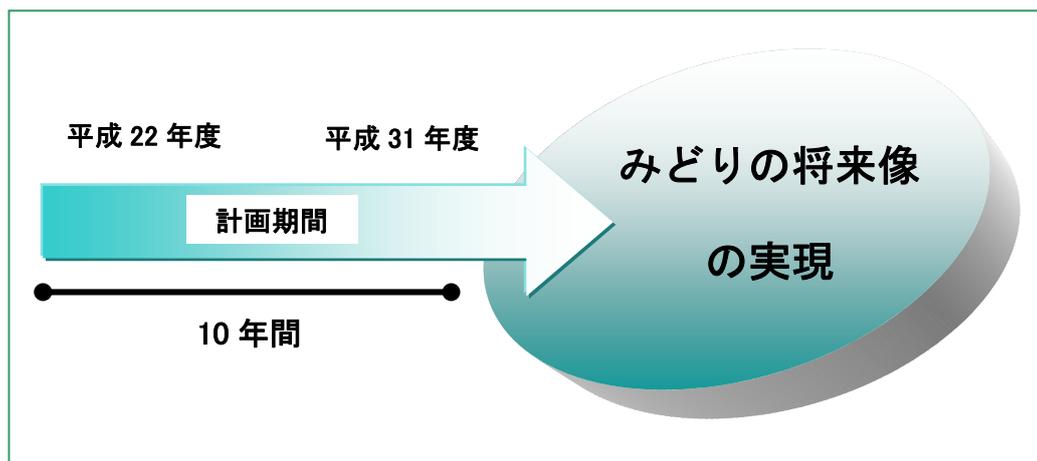


図1-5 計画の期間

## 7 計画のフレーム

計画策定にあたっての基本的な要素となるフレームを以下のとおりとします。

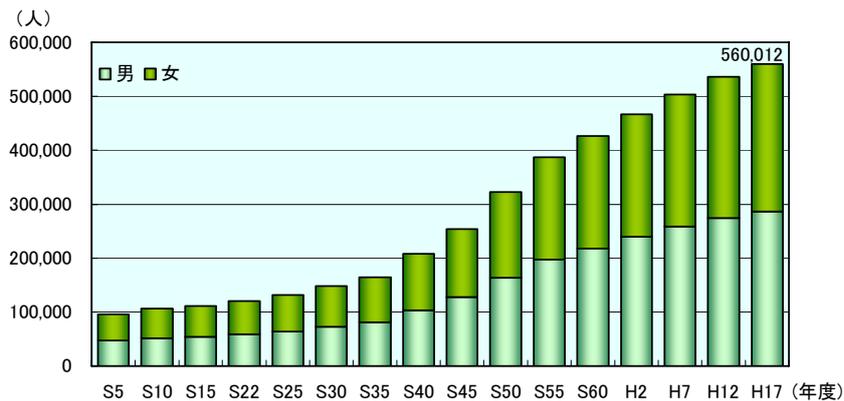
### (1) 計画対象区域

市全域の 18,631.0ha を対象とします。

### (2) 計画区域内人口

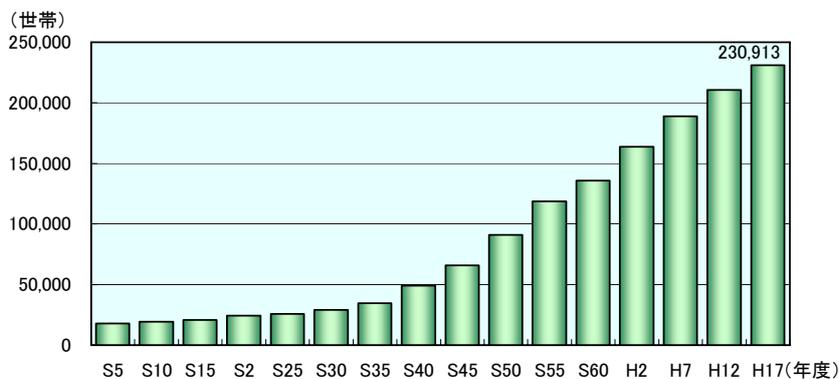
国勢調査によると、人口は概ね現在の市域となった昭和 40 年では 207,753 人でしたが、その後、ニュータウン開発や民間宅地開発による整備が進み、加えて大学の進出に伴い、平成 17 年までに 560,012 人と 40 年間で 2.7 倍に増加しています。

世帯数は、人口を上回るペースで増え続け、昭和 40 年の 49,274 世帯から平成 17 年の 230,913 世帯へと、40 年間で 4.7 倍に増加しています。



(資料:八王子市市政データ集)

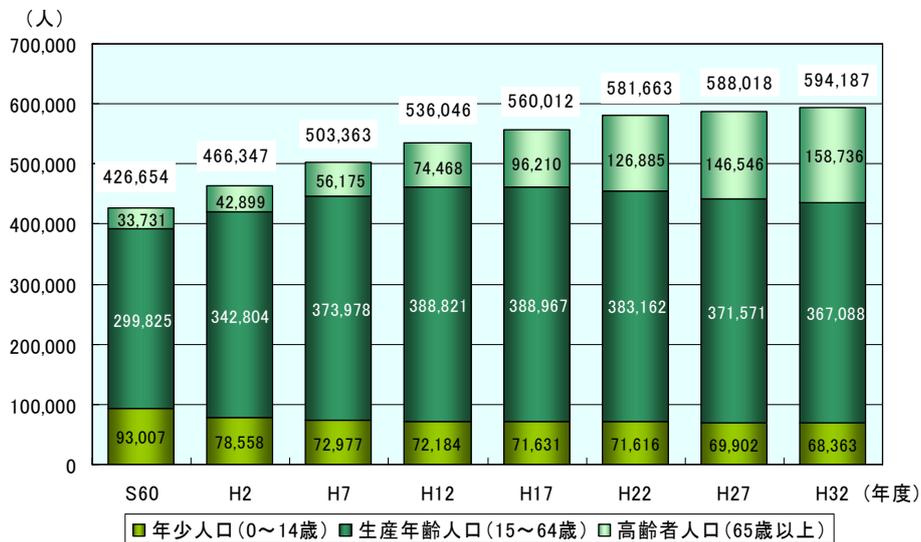
図 1-6 人口の推移



(資料:八王子市市政データ集)

図 1-7 世帯数の推移

計画の対象人口は、平成22年に581,663人、平成27年に588,018人と推計された値をもとにしています。

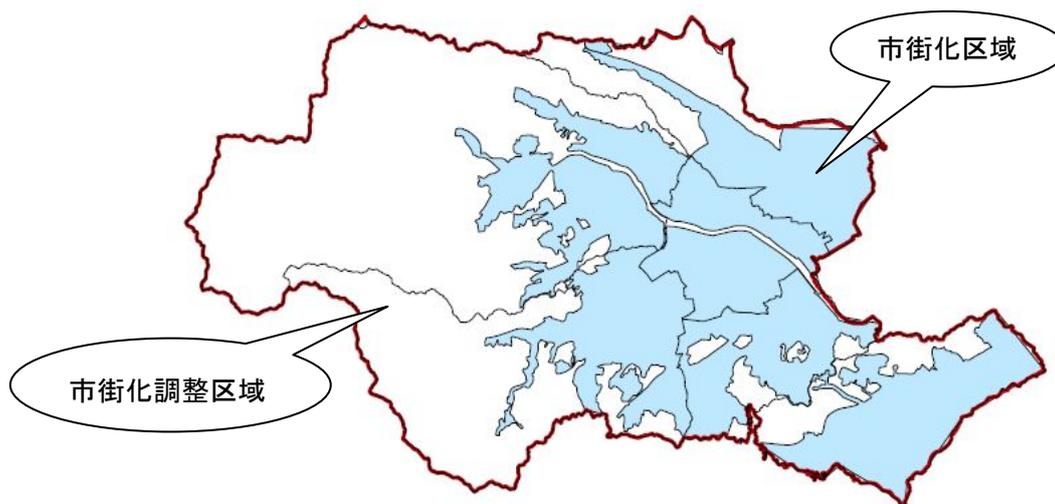


注) 八王子ゆめおりプラン(基本構想・基本計画)の人口推計手法に基づく、最新の推計結果です。  
(資料:八王子市地域保健福祉計画)

図1-8 総人口及び年齢3区分別人口の推移・推計

### (3) 市街化区域の規模

現在の市街化区域の面積は、7,997.1haであり、将来にわたり概ね維持されるものとします。



(資料:国土数値情報)

図1-9 市街化区域・市街化調整区域の位置

## 8 計画の構成

この計画は、本編と資料編に区分してまとめています。

本編では、改定の背景・課題を踏まえ、新たな計画の内容を示しています。

資料編では、八王子市のみどりの現状・市民の意向・市の施策についてまとめています。

